名古屋市公報

令和 4年 8月17日

第165号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名 古 屋 市 役 所 電話 [052] 972-2246

編集兼 発行人

名古屋市総務局行政部法制課長

目	次		へ° -ジ゙
告	示		
	** 「本人等の円滑な帰国の促進並びに永		
住帰国した中国残留邦人等	等及び特定配偶者の自立の支援に関		
する法律による指定医療権	幾関の変更 (健福・保護課)	(第475号)	3
	耶人等の円滑な帰国の促進並びに永		
	等及び特定配偶者の自立の支援に関		
する法律による指定医療権		(第476号)	5
	ドスペッド ウェス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイ		
	等及び特定配偶者の自立の支援に関	(5年4月月日)	77
する法律による指定医療材 ○ 生活保護法による指定医療	幾関の辞退 (健福・保護課) 寮機関の辞退 (健福・保護課)	(第477号) (第479号)	7 8
	京機関の辞返 (陸備・休護床) 耶人等の円滑な帰国の促進並びに永	(第478号)	0
	等及び特定配偶者の自立の支援に関		
する法律による指定施術権		(第479号)	9
○ 建築協定の認可	(住都・建築指導課)	(第480号)	10
	整理事業の規約の変更認可	() (10 0 0)	
	(住都・市街地整備課)	(第481号)	11
○ 指定障害福祉サービス事業	業者の指定について		
	(健福・障害者支援課)	(第482号)	12
○ 指定障害福祉サービス事業	業の廃止について		
	(健福・障害者支援課)	(第483号)	16
○ 指定一般相談支援事業等の			
	(健福・障害者支援課)		17
○ 南土木事務所長の職務代理	理について (緑土・総務課)	(第485号)	_ 18
選挙管	理 委 員 会 告 示		
○ 補欠選挙の事由発生につい	ハて	(第8号)	19
○ 名古屋市議会議員南区選	挙区補欠選挙における選挙人名簿の		
選挙時登録の基準日につい	ハて	(第9号)	20
選	理委員会規程		_
	古屋市長の選挙における選挙運動用		
- 1. A	する規程の一部を改正する規程	(第2号)	21
	古屋市長の選挙における選挙運動用	(///1/1//	<i>-</i> 1
	関する規程の一部を改正する規程	(第3号)	22

0	名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用 ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程	(第4号)	24
\circ	上 下 水 道 局 告 示 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第11号)	26
	公告		
\bigcirc	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の		
	公告 (経済・地域商業課)		46
\bigcirc	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の		
	公告 (経済・地域商業課)		49
\bigcirc	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の		
	公告 (経済・地域商業課)		51
\bigcirc	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の		
	公告 (経済・地域商業課)		53
\bigcirc	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の		
	公告 (経済・地域商業課)		56
\bigcirc	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の		
	公告 (経済・地域商業課)		58
\bigcirc	名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告		
	(上下水・営業課)		60
\bigcirc	名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告		
_	(上下水・営業課)		61
\bigcirc	名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告		
	(上下水・営業課)		62
\bigcirc	名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告		_
	(上下水・営業課)		63

名古屋市告示第 475号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2の規定により、また、中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その 例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機 関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 8月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機		目目	Þ	旧	愛知医科大学メディカルクリニック	
区	/灯	饿	関	名	新	愛知医科大学眼科クリニックMiRAI
所 在 地				地	名古屋市東区東桜二丁目12番 1号	
変	更	年	Ē	月	日	令和 4年 6月 1日

医療		機	目目	名	旧	医療法人可児医院
	7月	7茂	関	和	新	ほまれクリニック
所	所 在 地				地	名古屋市瑞穂区平郷町 2丁目 2番地の 2
変	更	年	Ē	月	日	令和 4年 6月 1日

2 薬局

医療機関名旧有限会社樋口薬局

				新	樋口薬局滝の水店
所		在		地	名古屋市緑区滝ノ水四丁目2405番地
変	更	年	月	日	令和 4年 7月 1日

名古屋市告示第 476号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2の規定により、また、中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その 例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機 関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 8月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所 在	地	廃 止 年 月 日
松原眼科院	名古屋市西区浄心本通 3丁目	7番地	令和 4年 6月30日

2 歯科

医療機関名	所 在 地	廃 止 年 月 日
川村歯科医院	名古屋市千種区春岡通 7丁目81番地	令和 4年 6月15日
大塚歯科	名古屋市南区元塩町 2丁目 2番地の 5	令和 4年 5月21日

3 薬局

医療機関名	所 在	地	廃 止 年 月 日
ハロー薬局熱田店	名古屋市熱田区三本松町23番		令和 4年 7月 1日

名古屋市告示第 477号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第51条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 4年 8月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 薬局

カトウ薬局 名古屋市中川区長良町 3丁目13番地 令和 4年 7月17日	医	療	機	関	名	所	在	地	辞	退	年	月	日
	カトウ薬局				名古屋市中川区長良町 3丁目13番地 の 2		令利	和 4	年 7	'月1'	7日		

名古屋市告示第 478号

生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 4年 8月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医療機関名	所 在	地	辞退年月日
歯科サンセール	名古屋市中区錦一丁目10番 9号		令和 4年 7月 1日

名古屋市告示第 479号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2の規定により、また、中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その 例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機 関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 8月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 柔道整復

施術機関名	所 在 地	廃止年月日		
施術者名	/// 1上 ^上 也	冼 亚 平 万		
小林接骨院	名古屋市千種区茶屋が坂通 2丁目23	令和 4年 6月20日		
小林 弘治	番地の 2	77和4平 6月20日		
大悟接骨院	名古屋市守山区八剣二丁目2007番地	令和 4年 6月 1日		
久野 勝	· 在自座中可田區八剌二丁日2007番地	7744年 0月 1日		

名古屋市告示第 480号

建築協定の認可

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定により告示するとともに、同条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和 4 年 8 月 10 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 建築協定の名称
 山添町地区建築協定
- 2 建築協定区域名古屋市千種区山添町2丁目37番 外
- 3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課(名古屋市役所西庁舎2階)

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 481号

名古屋市泰明町土地区画整理事業の規約の変更認可

土地区画整理法(昭和29年法律第 119号)第10条第 1項の規定により、次の 土地区画整理事業の規約の変更について認可しました。

令和 4年 8月12日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 土地区画整理事業の名称名古屋市泰明町土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地名古屋市中区三の丸三丁目 1番 2号(主たる事務所)名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- 3 施行認可の年月日令和 3年 4月 9日
- 4 変更の内容

第 5条中「名古屋市中区三の丸三丁目 1番 2号(主たる事務所)及び名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号」を「名古屋市中区金山四丁目 2番10号(主たる事務所)及び名古屋市中区三の丸三丁目 1番 2号」に改める。

5 変更認可の年月日令和 4年 8月12日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 482号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年 8月12日

名古屋市長 河 村 たかし

			1	ı
事業者 (設置者)	事業所 (施設) の	サービス等の	事業所番号	指定年月
の名称及び主たる	名称及び所在地	種類		目
事務所の所在地				
株式会社m e	生活工房	就労継続支援	2310201625	令和 4年
名古屋市西区児玉	名古屋市西区児玉	B型		8月 1日
二丁目26番23号	二丁目26番23号			
株式会社Eart	Birth	生活介護	2310201633	令和 4年
h	名古屋市西区鳥見			8月 1日
名古屋市西区花の	町 3丁目 4番地の			
木一丁目 1番 6号	2			
株式会社スタッフ	アクア港訪問介護	居宅介護	2311201178	令和 4年
シュウエイ	名古屋市港区港陽	重度訪問介護		8月 1日
愛知県東海市名和	三丁目 6番 3号			
町後酉19番地				
株式会社IF	IFヘルパハウス	居宅介護	2311302042	令和 4年
愛知県愛西市千引	名古屋市中川区吉	重度訪問介護		8月 1日
町屋敷 3番地	津三丁目2405番地			
株式会社Atre	Atre	就労継続支援	2316101399	令和 4年

名古屋市中区丸の	名古屋市中区丸の	B型		8月 1日
内三丁目 8番26号	内三丁目 8番26号			
株式会社up 2y	ねこぱんち名古屋	就労継続支援 2316101407		令和 4年
o u	名古屋市中区正木	B型		8月 1日
広島市南区稲荷町	三丁目13番 9号			
3-13				
有限会社向日葵	かなさ訪問介護セ	居宅介護	2316201090	令和 4年
名古屋市中川区露	ンター			8月 1日
橋一丁目18番 3号	名古屋市昭和区滝			
	子通 3丁目29番地			
	Ø43			
合同会社御器所サ	御器所サポート	居宅介護	2316201108	令和 4年
ポート	名古屋市昭和区御	名古屋市昭和区御 重度訪問介護		8月 1日
名古屋市昭和区御	器所四丁目18番 5			
器所四丁目18番 5	号			
뭉				
株式会社フォーラ	フォーライフ 居宅介護 2316401609		令和 4年	
イフ	名古屋市天白区中 行動援護			8月 1日
名古屋市天白区中	平四丁目1724番地			
平四丁目1724番地				
株式会社オルビス	ヘルパーステーシ	居宅介護	2316401617	令和 4年
名古屋市瑞穂区西	ョン結			8月 1日
ノ割町 1丁目31番	名古屋市天白区保			
地の 1	呂町2305番地			
株式会社カルム	ケアセンター千種 同行援護 2317101109		令和 4年	
名古屋市千種区小	名古屋市千種区南			8月 1日
松町 7丁目41番地	明町 1丁目11番地	丁 1丁目11番地		
株式会社IBIS	アイビス今池	就労定着支援	2317101240	令和 4年
東海	名古屋市千種区仲			8月 1日
名古屋市東区泉二	田二丁目15番 8号			

丁目27番14号					
合同会社虹の丘	にじの丘サービス	居宅介護	令和	4年	
名古屋市千種区千	名古屋市千種区千	重度訪問介護		8月	1日
種一丁目18番 1号	種一丁目18番 1号				
株式会社ケア・セ	ヘルパーステーシ	重度訪問介護	2317301170	令和	4年
レブ	ョンアエル			8月	1日
名古屋市北区辻本	名古屋市北区辻本				
通 1丁目49番地の	通 1丁目49番地の				
1	1				
NPO法人椥	ヘルパーステーシ	同行援護	2318101140	令和	4年
名古屋市南区三吉	ョン椥の実			8月	1日
町 4丁目73番地	名古屋市南区三吉				
	町 4丁目73番地				
合同会社アールエ	訪問介護ステーシ	訪問介護ステーシ 居宅介護 2318101298		令和	4年
ス	ョンchiwaw	c h i w a w 重度訪問介護		8月	1日
名古屋市南区笠寺	a				
町字下新町22番地	名古屋市南区笠寺				
	町字下新町22番地				
株式会社エム	エム訪問介護ステ 居宅介護 231		2318501646	令和	4年
名古屋市東区泉二	ーション	重度訪問介護		8月	1日
丁目17番17号	名古屋市緑区古鳴				
	海一丁目 133番地				
株式会社ツタのは	つたの家	共同生活援助	2321300432	令和	4年
名古屋市南区戸部	名古屋市中川区中			8月	1日
町 2丁目31番地の	郷三丁目 180番地				
3					
株式会社ティー・	H i ハウス車道	共同生活援助	2327200081	令和	4年
アール・シー	名古屋市東区筒井			8月	1日
愛知県小牧市川西	二丁目 7番35号				
二丁目54番地					

Eva株式会社	障がい者支援ホー	共同生活援助	2327300303	令和 4年
名古屋市東区芳野	ム心			8月 1日
三丁目 2番21号	名古屋市北区大野			
	町 5丁目 1番地の			
	1			

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 483号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 8月12日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者 (設置者)	事業所 (施設) の	サービス等の	事業所番号	廃止年月
の名称及び主たる	名称及び所在地	種類		日
事務所の所在地				
株式会社マックビ	まっくびーホーム	同行援護	2310100686	令和 4年
ーヒル就労支援機	ケア中村			7月 1日
構	名古屋市中村区太			
名古屋市中村区太	閣通 5丁目19番地			
閣通 5丁目19番地	Ø 3			
Ø 3				
合同会社Ankh	NICO	居宅介護	2317300834	令和 4年
名古屋市北区成願	名古屋市北区福徳	重度訪問介護		7月31日
寺一丁目 8番 7号	町 7丁目81番地	同行援護		
株式会社日本福祉	日本福祉ヘルパー	居宅介護	2318501000	令和 4年
名古屋市緑区古鳴	ステーション野並	重度訪問介護		7月31日
海一丁目 133番地	名古屋市緑区古鳴			
	海一丁目 133番地			

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 484号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第51条の25第 2項及び第51条の25第 4項並びに児童福祉法(昭和 22年法律第 164号)第24条の32第 2項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 8月12日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者 (設置者)	事業所(施設)の	サービス等の	事業所番号	廃止年月
の名称及び主たる	名称及び所在地	種類		日
事務所の所在地				
社会福祉法人清新	サポートセンター	一般相談支援	2337600049	令和 4年
会	サテライト	特定相談支援		7月 8日
名古屋市中村区名	名古屋市守山区森	障害児相談支	2377600016	
駅南三丁目 4番16	孝一丁目1141番地	援		
号				
株式会社Eart	Force	一般相談支援	2330200243	令和 4年
h	名古屋市西区花の	特定相談支援		7月 9日
名古屋市西区花の	木一丁目 1番 6号	障害児相談支	2370200228	
木一丁目 1番 6号		援		

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 485 号

南土木事務所長の職務代理について

南土木事務所副所長下総勝義による南土木事務所長の職務代理行為は、令和 4年8月8日終了しました。

令和4年8月12日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市緑政土木局総務課

名古屋市選挙管理委員会告示第8号

補欠選挙の事由発生について

名古屋市議会議員南区選挙区において、公職選挙法(昭和25年法律第 100 号) 第 113 条第 1 項の規定に基づく補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和4年8月8日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第9号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の選挙 時登録の基準日について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定に基づき、令和4年9月25日執行予定の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日を令和4年9月15日に定めた。

令和4年8月12日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の 公営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年8月8日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

名古屋市選挙管理委員会規程第2号

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程の一部を改正する規程

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の 公営に関する規程(平成5年名古屋市選挙管理委員会規程第2号)の一部を次 のように改正する。

別記第4号様式その1備考第4号中「15,800円」を「16,100円」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における 選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程の規定は、この規程の施行の日 以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示さ れた選挙については、なお従前の例による。

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年8月8日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

名古屋市選挙管理委員会規程第3号

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成 の公営に関する規程(平成5年名古屋市選挙管理委員会規程第3号)の一部を 次のように改正する。

別記第4号様式備考第5号中「310,500円」を「316,250円」に、「525円6 銭」を「541円31銭」に、「262,530円」を「270,655円」に、「27円50銭」を 「28円35銭」に改め、別記第5号様式別紙備考第2号中「310,500円」を 「316,250円」に、「525円6銭」を「541円31銭」に、「262,530円」を「270,655 円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における 選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の規定は、この規程の施行の 日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示

された選挙については、なお従前の例による。

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年8月8日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

名古屋市選挙管理委員会規程第4号

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラ の作成の公営に関する規程の一部を改正する規程

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程(平成19年名古屋市選挙管理委員会規程第3号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式備考第4号中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改め、別記第5号様式別紙備考第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における 選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の規定は、この規程の施行の日以 後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示され

た選挙については、なお従前の例による。

名古屋市上下水道局告示第11号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和4年8月31日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月12日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日 令和4年9月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う 終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域			終末処理場の位置及		
区名	町	名	字・丁目	摘 要	び名称
中川区	富田田	· 町	千 前寺千 東下音 六寺 屋寺音畔上寺音千田・音和東音 屋・寺音畔西寺 五寺福・千戸・千敷粉・寺 屋・千戸・	一部	中川区中須町名古屋市上下水道局打出水処理センター
港区	熱田前	所田	中川流作 西 の組	<i>11</i>	熱田区千年二丁目 名古屋市上下水道局 千年水処理センター

	正徳	町	1丁目	<i>11</i>	港区宝神四丁目 名古屋市上下水道局 宝神水処理センター
	東茶屋二丁	目		<i>II</i>	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
守山区	小幡千代	田		IJ	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
	上 志 段	味	東谷 道光 羽根	<i>11</i>	ll .
	下 志 段	味	東新田	<i>11</i>	II
	中 志 段	味	可良素 湿ケ 西原 西山 島	<i>11</i>	II
緑区	有 松	町	桶狭間・愛宕 西 桶狭間・ 生山	<i>11</i>	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	桶狭間神	明		"	JI
	桶狭間	西		"	II
	鳴丘三丁	目		JJ	JI
	鳴海	町	前之輪	<i>II</i>	11
天白区	天 白	町	平針・大堤下 平針・大根 ヶ越	IJ	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター

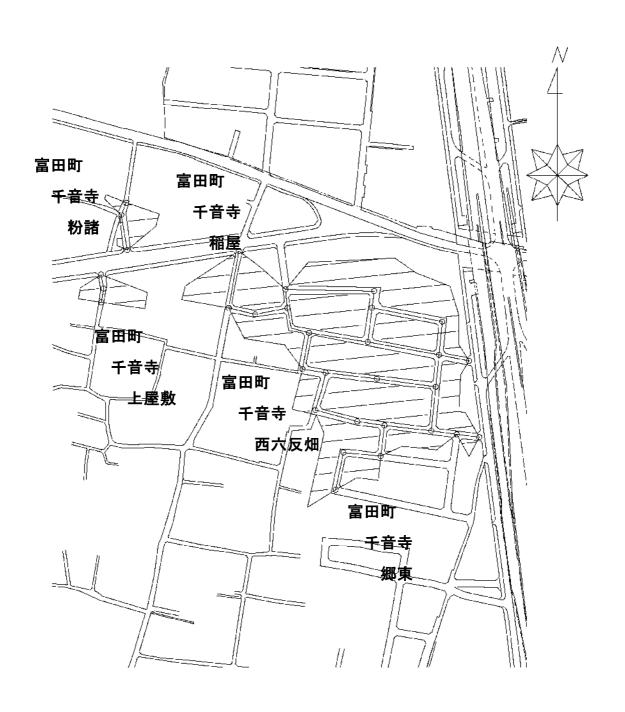
3 供用を開始する排水施設の位置

別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

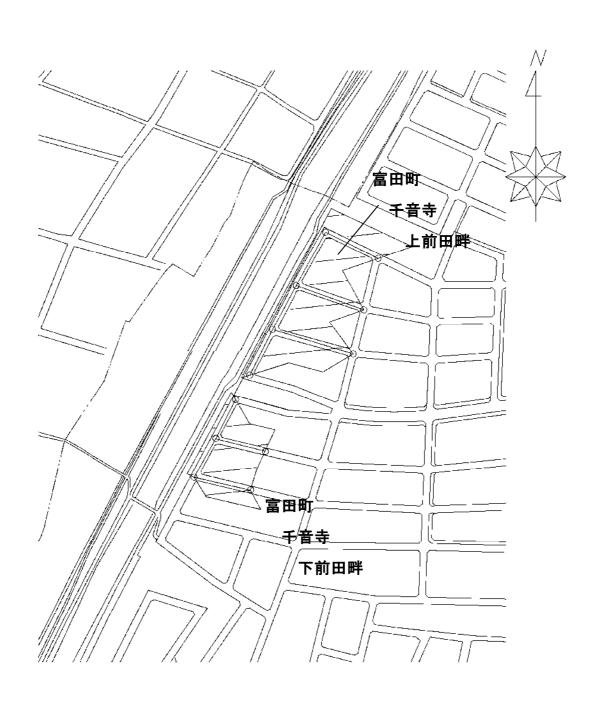
合流式	中川区 港区(東茶屋二丁目を除く。)
分流式	港区(東茶屋二丁目) 守山区 緑区 天白区

中川区(合流式) No. 1



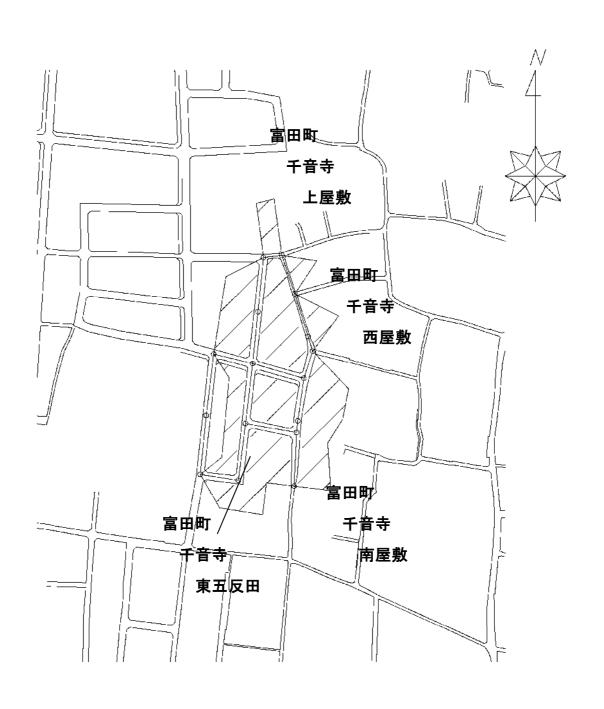


中川区(合流式) No. 2



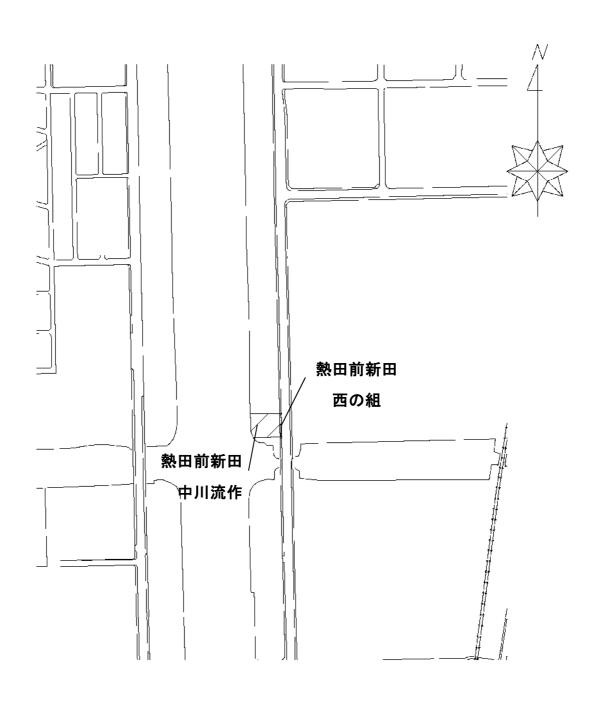


中川区(合流式) No. 3



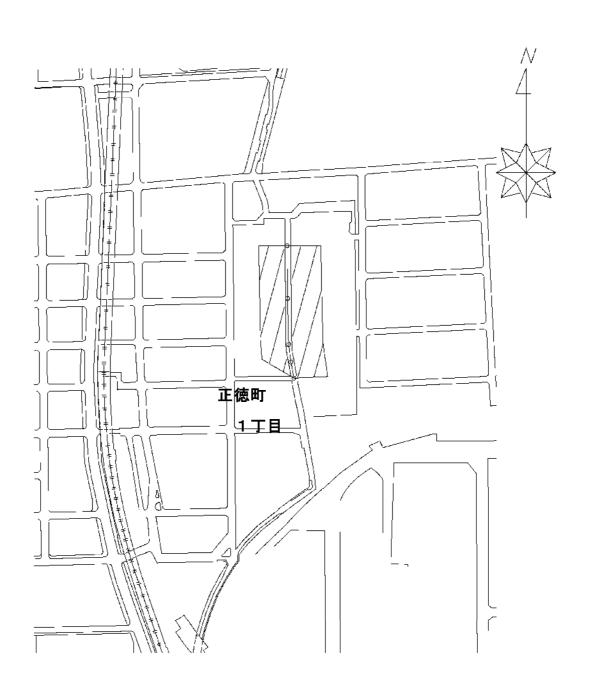


港区(合流式) No. 1



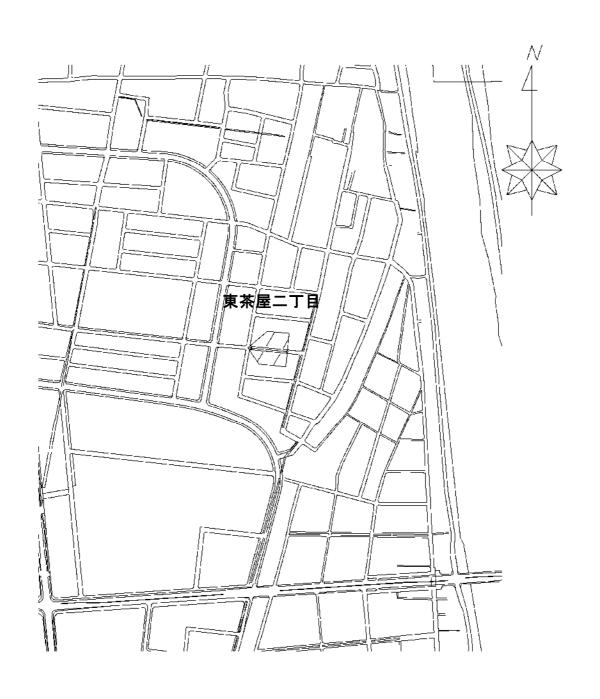


港区(合流式) No. 2



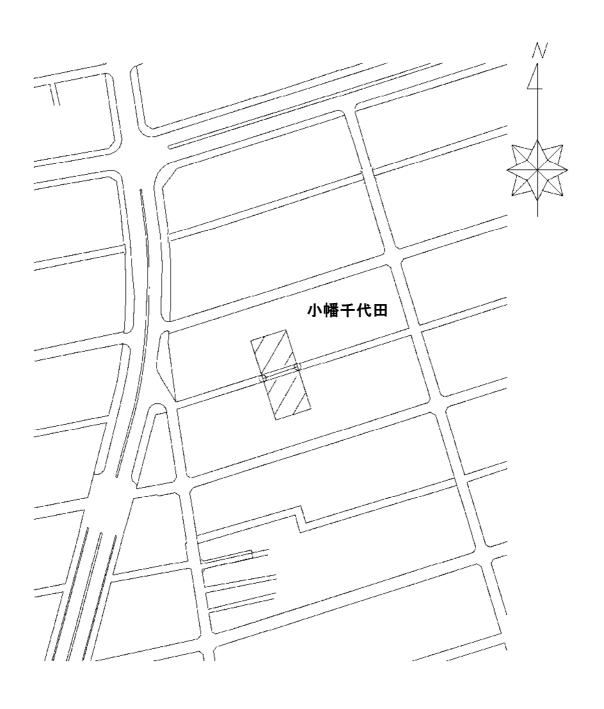


港区 (分流式)



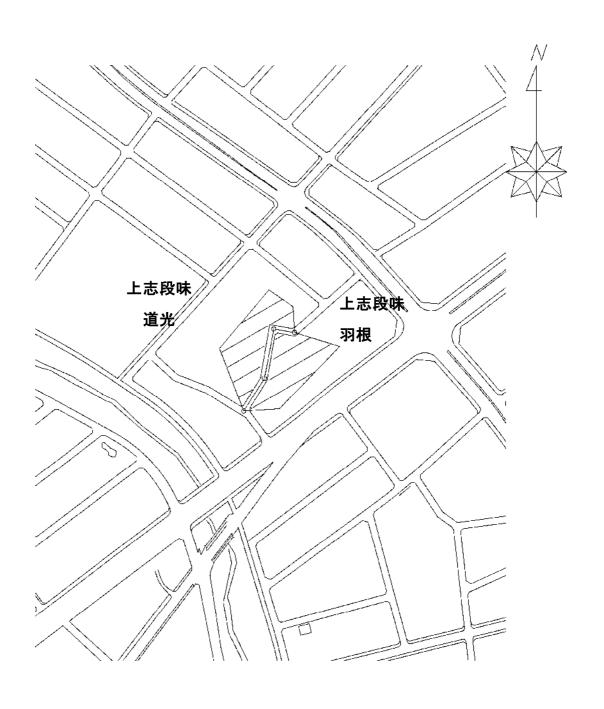


守山区(分流式) No. 1



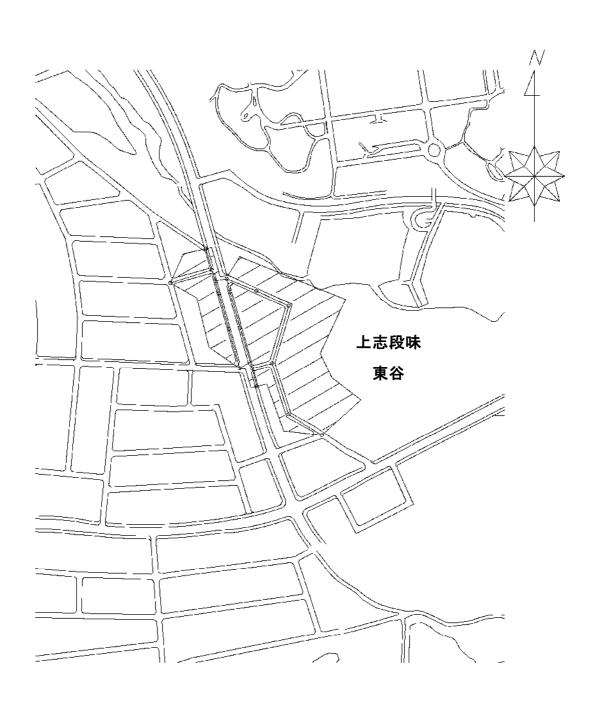


守山区(分流式) No. 2



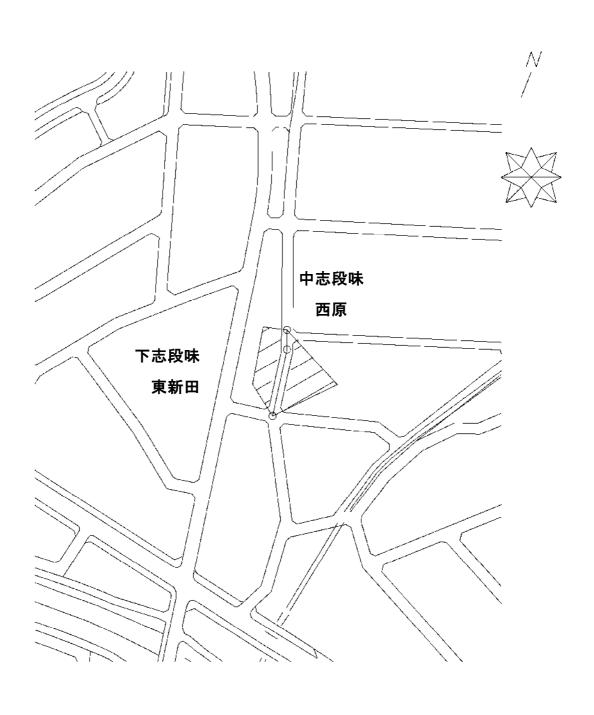


守山区(分流式) No. 3



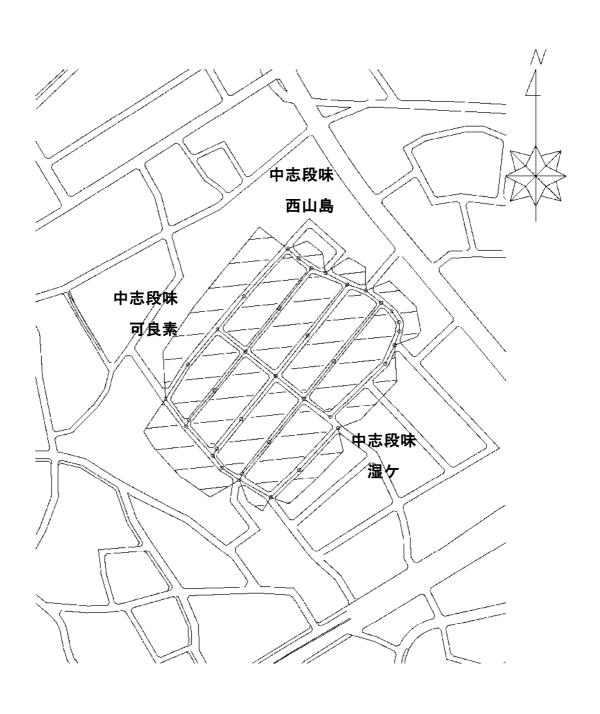


守山区(分流式) No. 4



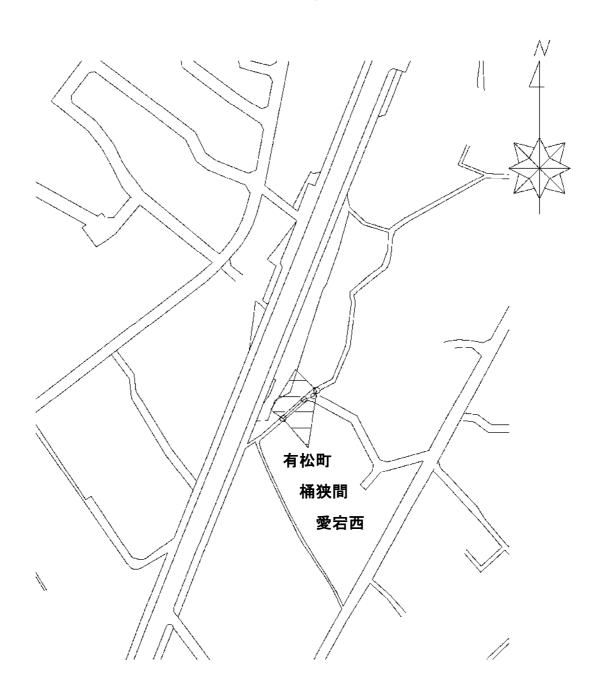


守山区(分流式) No. 5



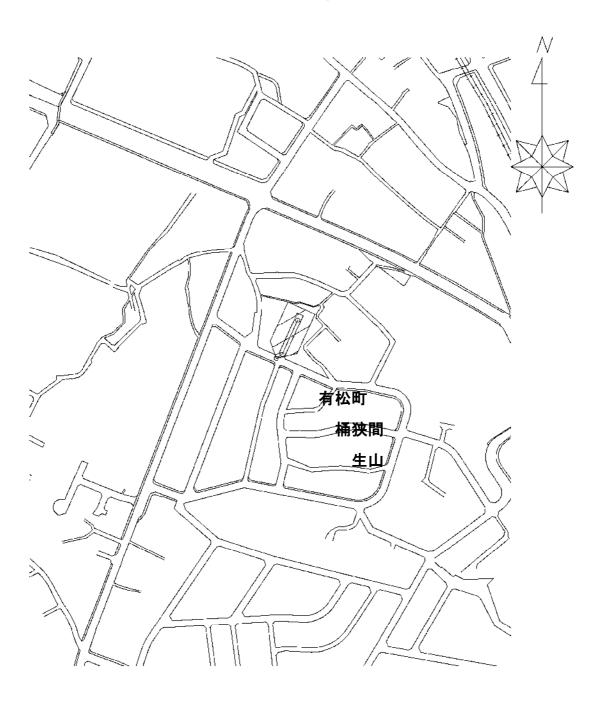


緑区(分流式) No. 1



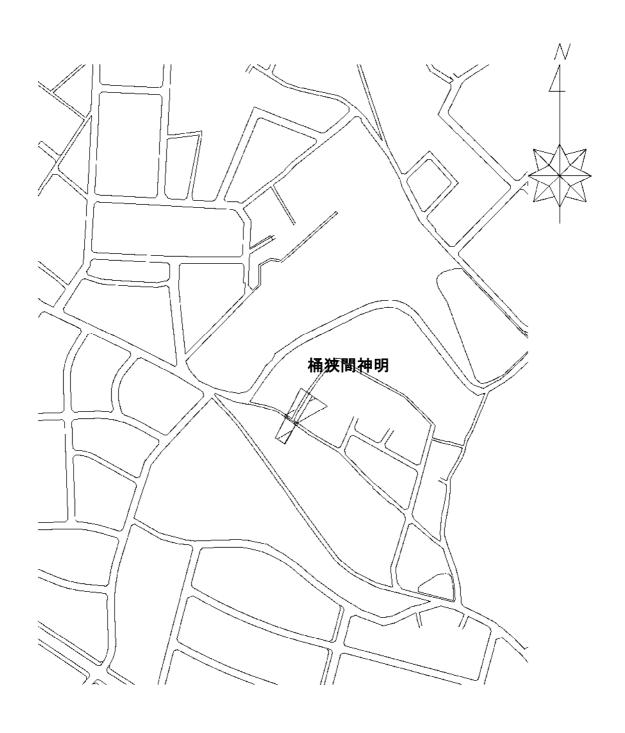


緑区(分流式) No. 2



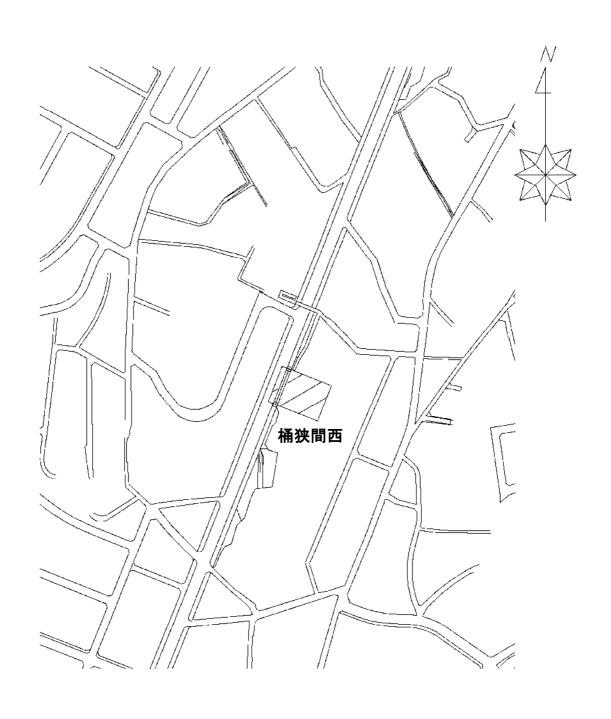


緑区(分流式) No. 3



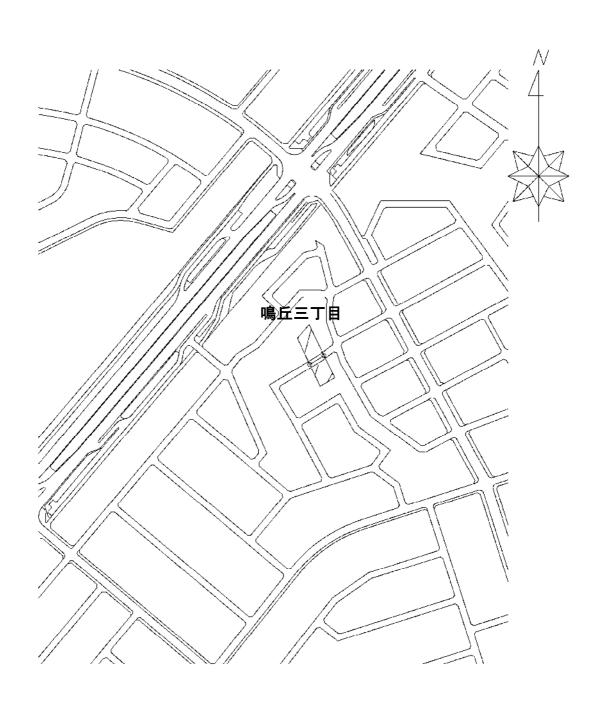


緑区(分流式) No. 4



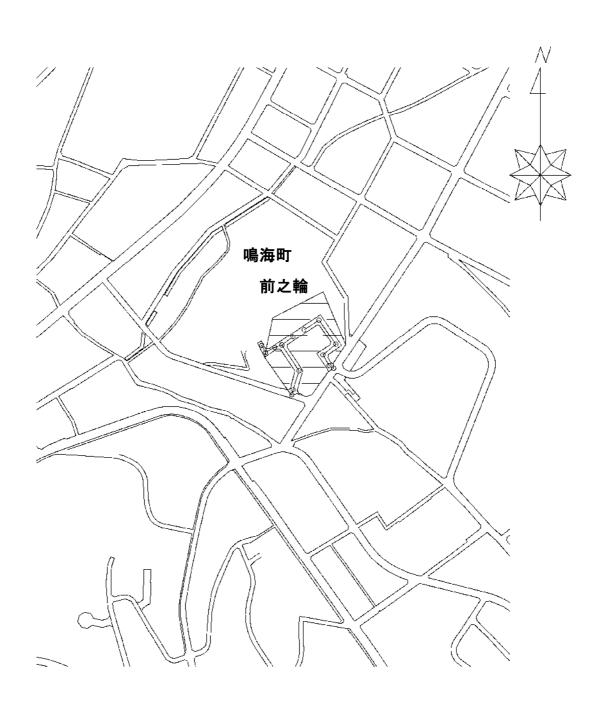


緑区(分流式) No. 5



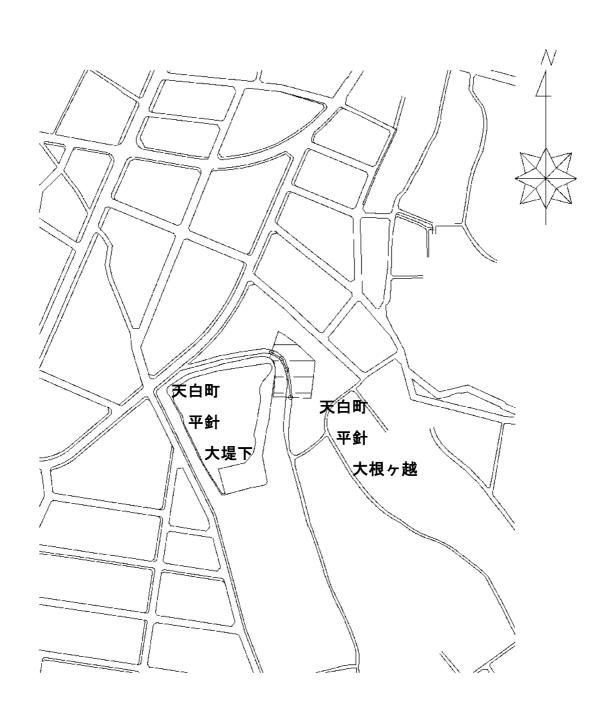


緑区(分流式) No. 6





天白区 (分流式)





大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 8月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン熱田千年 名古屋市熱田区千年一丁目1701番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

		変更前			変更後	変更
No.	氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所 年月
1	_		_			名古屋市中令和 区栄一丁目 4年 2番 3号 5月 1日
2					馬場淳一	横浜市北区 網島西二丁 2年 目 6番17号12月 1日
3		_			伊藤淳	大阪市浪速 三難波中二元年 丁目10番70 8月 号 24日
4	マックスバ リュ東海㈱	神尾 啓治	浜松市東区 篠 ケ 瀬 町 1295番地 1		代表取締役 作道 政昭	変更なし 令和 4年 5月 24日

		愛知県蒲郡 市八百富町	変更なし	変更なし	愛知県蒲郡 市八百富町	令和 3年
5		1番15号			一丁目57番 地	6月 19日

3 変更の日

2で既述

- 4 変更した理由
 - (1) No. 1からNo. 3までの小売業者については、入店のため
 - (2) No. 4の小売業者については、代表者変更のため
 - (3) No. 5の小売業者については、住所変更のため
- 5 届出の日

令和 4年 7月29日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 8日から同年12月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 8日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 8月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ鳴子店 名古屋市緑区鳴子町 4丁目 1番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市緑区鳴子町四丁目 1番	名古屋市緑区鳴子町 4丁目 1番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前			変更後					
氏名 名 和 称	代表者の 氏 名	住	所	氏名 名	又は 称	代表 氏	者の 名	住	所
NECキャ ピタルソリ ューション 株	代表取締役 今関 智雄	東京都港南二15番:	二丁目	変更な	:L	代表耳 菅沼	放締役 正明	変更な	řl

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和4年8月1日
- (2) 設置者については、令和 4年 6月28日

- 4 変更した理由
 - (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
 - (2) 設置者については、代表者変更のため
- 5 届出の日令和 4年 8月 1日
- 6 届出書の縦覧場所 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 8日から同年12月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 8日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業 · 流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 8月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アルテ太平通名古屋市中川区八家町 3丁目28番 ほか 8筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中川区八家町 3丁目28番	名古屋市中川区八家町 3丁目28番
外 8筆	ほか 8筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

		変更前			変更後		変更
No.	氏名 ス 和 和 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 ス 和 称	代表者の 氏 名	住所	年月 日
1	名	代表取締役	区葵三丁目		<u>氏 名</u> 変更なし	名古屋市中 村区岩塚町	令和 4年
1			15番31号			字西枝 1番 地の 1	2月 1日
2	㈱セリア		岐阜県大垣 市外渕 2丁 目38番地	変更なし	代表取締役河合 映治	変更なし	平成 26年 6月 24日

3 変更の日

(1) 所在地については、令和 4年 6月30日

(2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更する理由

- (1) 所在地については、誤記修正のため
- (2) No. 1の小売業者については、住所変更のため
- (3) No. 2の小売業者については、代表者変更のため
- 5 届出の日

令和 4年 6月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 9日から同年12月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 9日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 8月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メッツ大曽根名古屋市東区矢田二丁目 101番

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

		変更前			変更後		変更
No.	氏名 ス 和 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 ス 和 称	代表者の 氏 名	住 所	年月 日
1	㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	区葵三丁目 15番31号		変更なし	名古屋市中 村区岩塚町 字西枝 1番 地の 1	令和 4年 2月 1日
2	㈱エイデン		名古屋市中村区名駅四 村区名駅四 丁目22番21 号			紙屋町二丁 目 1番18号	平成 14年 3月 29日
3			愛知県安城 市二本木町 ニツ池33番 地 5		代表取締役 杉浦 克典	愛知県安城 市三河安城 町一丁目 8 番地 4	令和 3年 6月 1日
4				㈱ニトリホ ールディン グス	変更なし		平成 24年 10月 1日

5		代表取締役 柳井 正	山口県山口 市大字佐山 717番地 1	㈱ユニクロ	変更なし	山口県山口 市 佐 山 10717番地 1	平成 26年 4月 25日
6	' '	代表取締役 川瀬 勝康	愛知県春日 井市篠木町 7丁目2600 番 5	_	_	_	平成 14年 4月 30日
7	㈱ハイカラ	代表取締役 天野 信二	名古屋市北 区城東町 7 丁目 150番 地		_	_	令和 2年 9月 30日

3 変更の日

2で既述

4 変更する理由

- (1) № 1の小売業者については、住所変更のため
- (2) No. 2及びNo. 3の小売業者については、名称、代表者及び住所変更のため
- (3) No. 4及びNo. 5の小売業者については、名称及び住所変更のため
- (4) No. 6及びNo. 7の小売業者については、退店のため

5 届出の日

令和 4年 6月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 9日から同年12月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 9日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 8月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマナカ極楽店 名古屋市名東区極楽一丁目25番 ほか10筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市名東区極楽一丁目25番	名古屋市名東区極楽一丁目25番
外10筆	ほか10筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

	変更前		変更後			
氏名 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 名 和 称	代表者の 氏 名	住 所	
㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東 区葵三丁目 15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中 村区岩塚町 字西枝 1番 地の 1	

3 変更の日

- (1) 所在地については、令和 4年 6月30日
- (2) 小売業者については、令和 4年 2月 1日

4 変更する理由

- (1) 所在地については、誤記修正のため
- (2) 小売業者については、住所変更のため
- 5 届出の日令和 4年 6月30日
- 6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 9日から同年12月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 9日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 8月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマナカつるまい店 名古屋市中区千代田二丁目2001番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前			変更後		変更
氏名 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	年月 日
三菱UF J 信託銀行㈱	代表取締役 若林 辰雄	東京都千代 田区丸の内 一丁目 4番 5号	変更なし	代表取締役 長島 巌	変更なし	令和 2年 4月 1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

	変更前			変更後		変更
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 名 和 称	代表者の 氏 名	住 所	年月日
㈱ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東 区葵三丁目 15番31号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区岩塚町字西枝 1番地の 1	令和 4年 2月 1日

3 変更の日

2で既述

- 4 変更する理由
 - (1) 設置者については、代表者変更のため
 - (2) 小売業者については、住所変更のため
- 5 届出の日

令和 4年 6月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 8月 9日から同年12月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年12月 9日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号)第 5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第 1号の規定により公告する。

令和 4年 8月12日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1502号	㈱いまい	今井 英憲	名古屋市名東区本郷	令和 4年 7月12日
	設備		三丁目 167番地の 1	
			エルク本郷 201号	

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号)第 9条第 3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第 2号の規定により公告する。

令和 4年 8月12日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第99号	예鈴木工	鈴木 靖宏	名古屋市中村区名駅	令和 4年 7月 1日
	業所		南三丁目 7番20号	
			第 2ワカサビル	
第1502号	いまい設	今井 英憲	名古屋市名東区本郷	令和 4年 7月12日
	備		三丁目 167番地の 1	
			エルク本郷 201号	

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号)第 3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第 1項第 1号の規定により公告する。

令和 4年 8月12日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1502号	㈱いまい	今井 英憲	名古屋市名東区本郷	令和 4年 7月12日
	設備		三丁目 167番地の 1	
			エルク本郷 201号	

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号)第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和 4年 8月12日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第99号	예鈴木工	鈴木 靖宏	名古屋市中村区名駅	令和 4年 7月 1日
	業所		南三丁目 7番20号	
			第 2ワカサビル	
第1502号	いまい設	今井 英憲	名古屋市名東区本郷	令和 4年 7月12日
	備		三丁目 167番地の 1	
			エルク本郷 201号	